特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
93	養育医療給付事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、養育医療給付事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	養育医療給付事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り、身体の機能が未熟なまま生まれ、指定医療機関での入院治療を必要とする乳児に対し、養育に必要な医療費を公費（国、県）により負担する制度。 対象者には医療受給者証を発行するとともに、世帯の所得税状況から自己負担額を判定する。 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー ・Public Medical Hub（PMH）
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項　別表第70項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表42、125、161項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表96項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て支援課こども給付係
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係　0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部子育て支援課こども給付係　0289-63-2172
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月5日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月5日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを毎年受講している。この研修においてはデジタル・セキュリティ担当部署がとりまとめを行っており、さらにまた未受講者がいないよう本事業にかかわる職員（会計年度任用職員を含む）に部署内で周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」といえる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	Ⅰ関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係　0289-63-2138	総務部総合政策課総務係　0289-63-2138	事後	
令和2年7月16日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	平成31年1月18日　時点	令和2年7月16日　時点	事後	
令和2年7月16日	Ⅱしきい値判断項目　2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月18日　時点	令和2年7月16日　時点	事後	
令和3年10月30日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二　第26、87項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第19、44条 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二　第70項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第39条	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二　第26、87項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第19、44条 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二　第70項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第39条	事後	
令和3年10月30日	Ⅰ　関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係　0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係　0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日　時点	令和3年10月30日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日　時点	令和3年10月30日　時点	事後	
令和5年12月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日　時点	令和5年12月6日　時点	事後	
令和5年12月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日　時点	令和5年12月6日　時点	事後	
令和6年11月29日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一　第49項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第40条第9、10号	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項　別表第70項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第40条	事後	
令和6年11月29日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二　第26、87項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第19、44条 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二　第70項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第39条	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表42、125、161項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表96項	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月6日　時点	令和6年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月6日　時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月29日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	9） 従業者に対する教育・啓発 十分である 特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを毎年受講している。この研修においてはデジタル・セキュリティ担当部署がとりまとめを行っており、さらにまた未受講者がいないよう本事業にかかわる職員（会計年度任用職員を含む）に部署内で周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」といえる。	事後	
令和7年6月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年6月5日時点	事後	
令和7年6月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年6月5日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り、身体の機能が未熟なまま生まれ、指定医療機関での入院治療を必要とする乳児に対し、養育に必要な医療費を公費（国、県）により負担する制度。 対象者には医療受給者証を発行するとともに、世帯の所得税状況から自己負担額を判定する。	母子保健法の規定に則り、身体の機能が未熟なまま生まれ、指定医療機関での入院治療を必要とする乳児に対し、養育に必要な医療費を公費（国、県）により負担する制度。 対象者には医療受給者証を発行するとともに、世帯の所得税状況から自己負担額を判定する。 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含 む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が 可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に	事前	
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー	統合宛名システム 中間サーバー ・Public Medical Hub（PMH）	事前	
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総合政策課総務係　0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係　0289-63-2138	事後	